

事 務 連 絡
令和 5 年 7 月 4 日

都内透析医療機関 管理者 殿

東京都保健医療局感染症対策部長
東京都保健医療局保健政策部長
東京都保健医療局医療政策部長

新型コロナウイルスに感染した透析患者への対応について（協力依頼）

日頃より、東京都における新型コロナウイルス感染症対策に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の5類感染症に変更後の対応については、令和5年5月1日付「新型コロナウイルス感染症の類型変更に伴う透析患者の対応について」（令和5年5月1日付5福保感事第370号、5福保保疾第206号、5福保医政第312号）により通知したところです。

新型コロナウイルス感染症の定点医療機関あたり患者報告数が増加傾向にあることから、新型コロナウイルスに感染した透析患者（以下、「コロナ陽性透析患者」という。）に対する透析医療の確保について、あらためて下記のとおり御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1 かかりつけ維持透析医療機関におけるコロナ陽性透析患者への対応

かかりつけ維持透析医療機関におかれましては、施設内感染対策を講じた上で、無症状・軽症のコロナ陽性透析患者の外来維持透析を実施してください。類型変更に伴い、新型コロナウイルスに感染した場合においても、維持透析医療機関への通院手段については、患者または医療機関による手配が基本となります。ただし、公共交通機関（タクシーを含む）を含め、他の移動手段が確保できないコロナ陽性透析患者の通院につきましては、移行期間中の令和5年9月末まで東京都新型コロナウイルス入院調整本部による、東京都新型コロナウイルス透析患者搬送サービスを御活用いただけます。

また、かかりつけ患者に対しては、発熱・体調悪化時の対応方法の指導や新型コロナウイルスワクチン接種を促進してください。かかりつけ患者が感染した場合には、重症化予防のため速やかに抗ウイルス薬を投与いただくとともに、適切な透析日の間隔により透析を実施くださいますよう、お願いいたします。

なお、新型コロナウイルスワクチン接種について、透析患者などの基礎疾患を有する者は、予防接種法に基づき、類型変更後も5月8日から8月末までに1回、9月以降に1回、自己負担なく接種することができます。また、新型コロナウイルス感染症治療薬の薬剤費については、医療保険各法等による給付を受けた後の金額について公費支援の対象となります。

2 病院におけるコロナ陽性透析患者の受入体制の確保

病床を持つ全ての透析医療機関におかれましては、中等症以上等入院が必要なコロナ陽性透析患者の受入れを進めていただきますようお願いいたします。

現在、維持透析医療機関がコロナ陽性透析患者の入院受入れを透析導入病院に相談した際、受入れ不可となる事例が多く、コロナ陽性透析患者の入院受入れが一部の病院に偏っています。特に、透析導入病院におかれましては、通常の透析医療における病診連携を活用し、自院で導入した透析患者がコロナ陽性となった場合の入院受入れを促進していただきますよう、お願いいたします。

なお、入院を要しない程度に回復したと判断した場合には退院させ、維持透析医療機関と連携の上、外来透析に繋げてください。

【問合せ先】

○入院調整に関すること

東京都保健医療局 新型コロナ入院調整本部（入院調整支援班）

電話

○透析患者搬送サービスの受付

東京都新型コロナ透析患者搬送受付

電話 0 9 0 - 5 9 6 1 - 5 2 4 2（または 0 8 0 - 7 8 1 5 - 4 0 2 1）

○透析医療の確保に関すること

東京都保健医療局 保健政策部 疾病対策課 疾病対策推進担当

電話 0 3 - 5 3 2 0 - 4 4 7 6